

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊立川駐屯地における展示即売会売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売会売店の設置及び経営の業務

3 募集業種

- (1) 食品（洋・和菓子・健康食品等）、訓練用品、演習用品、スポーツ用品、アウトドア用品、日用品の販売
- (2) キッチンカー（食品全般）

4 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊立川駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

5 国有財産の使用許可等

- (1) 本業務を行う者は、展示即売会売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することができる。
 - ア 国が許可財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

6 丙の応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

7 国有財産使用料等

- (1) 丙は、乙に展示即売会売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。（令和8年度の国有財産使用料は不明）
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。
- (2) 光熱水料は、別途徴収するものとし、第431会計隊出納窓口へ納付するものとする。

8 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の間のうち、丙の出店希望日を調整のうえ甲と乙が協議して決定する日とし、1業者年間30日以内とする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売会売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に秘密保全を遵守させるために必要な措置を採らなければならない。

(3) 丙は、本業務の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が乙に提供した情報（乙が作成した複製物を含む。）を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除するときは、3か月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することと、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 展示即売会売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売品目を取扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、即売会売店開設日の翌月10日までに展示即売会上報告書を甲等に提出すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

17 仕様の細部

(1) 募集業種

展示即売会売店、キッチンカー

(2) 設置場所

厚生センター内の甲の指定した場所（屋内）及び厚生センター前（屋外：キッチンカー）

(3) 国有財産使用許可面積

ア 屋内基準面積：9平方メートル（1.5メートル×6メートル）

イ 屋外基準面積：10平方メートル（2.5メートル×4メートル）

ウ 基準面積を超える場合は甲との協議による。

(4) 国有財産使用料

ア 丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。

イ 光熱水料は、別途徴収する。

(5) 営業日及び営業時間

ア 営業日（別途協議する。）

イ 営業時間

原則として午前10時から午後6時30分までとし、それ以外は別途協議する。

(6) その他の営業条件

国の行事、緊急時等は国が使用する。